

勤労市民ニュース

平成 24 年 3 月 12 日 NO.92
編集発行 鎌倉市市民活動課勤労者福祉担当
鎌倉市小袋谷 2-14-14 レイ・ウェル鎌倉内
電話 0467-47-1771
eメール rousei@city.kamakura.kanagawa.jp
URL <http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/>



従業員数が 100 人以下の事業主の皆さま！
平成 24 年 7 月 1 日から 改正育児・介護休業法が全面施行されます

制度導入・就業規則に記載を！

男女ともに仕事と家庭の両立ができる働き方の実現を目指し、平成 21 年、育児・介護休業法が改正されました。平成 24 年 7 月 1 日より、これまで適用が猶予されていた以下の制度が従業員数が 100 人以下の事業主にも適用になります。

① 短時間勤務制度（所定労働時間の短縮措置）

事業主は、3 歳に満たない子を養育する従業員について、従業員が希望すれば利用できる、短時間勤務制度を設けなければなりません。

② 所定外労働の制限

3 歳に満たない子を養育する従業員が申し出た場合には、事業主は、所定労働時間を超えて労働させてはなりません。

③ 介護休暇

要介護状態にある対象家族の介護その他の世話をを行う従業員は、事業主に申し出ることにより、対象家族が 1 人であれば年に 5 日まで、2 人以上であれば年に 10 日まで、1 日単位で休暇を取得することができます。

※「所定外労働の制限」、「介護休暇」は、あらかじめ制度が導入され、就業規則等に記載されるべきものであることに留意してください。

<改正育児・介護休業法の全面施行のパンフレット>

http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/pdf/ikuji_h23_9.pdf

<お問い合わせ先> 神奈川労働局雇用均等室 TEL045-211-7380



平成 24 年度 均等・両立推進企業表彰
ポジティブ・アクションを推進している企業 ファミリー・フレンドリーな企業を表彰



厚生労働省では、「職場における女性の能力発揮を促進するための積極的な取り組み」（ポジティブ・アクション）および「仕事と育児・介護との両立支援のための取り組み」について、他の模範となる取り組みを推進している企業を表彰しています。

応募締め切り：平成 24 年 3 月 31 日

実施要領、表彰基準および応募用紙は厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/kintou/ryouritsu.html>

また、神奈川労働局雇用均等室（TEL045 - 211 - 7380）でも配布しています。

神奈川県最低賃金が改定されました

必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も

最低賃金とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。常用・臨時・パート・アルバイト・嘱託などの雇用形態や呼称にかかわらず、原則としてすべての労働者とその使用者に適用されます。また、最低賃金には、「地域別最低賃金」と「特定（産業別）最低賃金」があります。

地域別最低賃金

神奈川県最低賃金	時間額	発効日
	836 円	平成 23 年 10 月 1 日

特定（産業別）最低賃金

業種	時間額	発効日
塗料製造業	871 円	平成 23 年 12 月 21 日
鉄鋼業	857 円	
非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業	836 円	
ボイラ・原動機、ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、建設機械・鉱山機械、金属加工機械製造業	849 円	
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	843 円	
輸送用機械器具製造業	845 円	
自動車小売業	842 円	

特定（産業別）最低賃金は、下記の者を適用除外としています（神奈川県最低賃金が適用されます）。

- ① 18 歳未満又は 65 歳以上の者
- ② 雇入れ後 6 月未満（自動車小売業にあつては 3 月未満）であつて、技能習得中のもの
- ③ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者
- ④ 非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業及び電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金については、①、②、③、に加え、次に掲げる業務に主として従事する者も適用除外されます。
 - イ 手作業により又は手工具若しくは操作が容易な小型動力機を用いて行う 巻線、組線、取付け、選別、検査等の業務
- ⑤ 塗料製造業最低賃金については、①、②に加え、次に掲げる業務に主として従事する者も適用除外されます。
 - イ 清掃又は片付けの業務
 - ロ ラベルはりの業務
 - ハ 手作業による空き缶及びふたの取りそろえ並びに充てんラインへの送給、包装、箱詰め、袋詰め、こん包又は 18 リットル缶未満の充てん製品運搬の業務

詳しくは…神奈川県労働局労働基準部賃金課 ☎045-211-7354

最低賃金制度

検索 



中小企業事業主の皆さまへ



最低賃金ワン・ストップ無料相談スタート！

経営面と労働面の相談をワン・ストップかつ無料で提供。
まずは最低賃金総合相談支援センターへ！

Q1 最低賃金ワン・ストップ無料相談
とはどんな事業ですか？

A1 最低賃金の引上げに影響を受ける
中小企業事業主の皆さまを支援する
事業です。さまざまな経営面、労働面
での課題を明らかにし、問題解決を支援
するため、相談に応じる場を設けています。

Q2 どんな相談に対応してくれるのですか？

A2 経営面に関する相談の例

- 1 販路開拓 2 新規事業展開 3 技術指導
- 4 資金調達 5 マーケティング 6 IT活用による経営力強化 7 支援制度の案内など

労働面に関する相談の例

- 1 最低賃金制度の説明 2 賃金制度、労働時間の見直し 3 労働安全衛生対策の見直し
- 4 就業規則（賃金規定等）の作成 5 人材育成 6 業務改善助成金などの厚労省関係支援制度など
のご案内

Q3 各中小企業への専門家派遣なども実施しているのですか？

A3 ご要望があった場合には、最低賃金総合相談支援センターまたは経済産業局等から専門家を派遣し
て課題解決を支援します。



<お問合せ先>

神奈川労働局労働基準部賃金課 Tel045(211)7354

神奈川県最低賃金総合相談支援センター Tel045(641)0111 (相談専用) 又は 045(633)5163

働く人・雇う人のための労働相談 職場の困りごと相談会

職場で困ったことは起きていませんか。退職、解雇、賃金、労働時間等の労働条件についてご相談に応じます。相談無料・秘密厳守です。労働手帳などの資料も配布いたします。

日時：平成24年3月23日(金) 午前10時～午後4時

場所：鎌倉市役所 市民相談課面談室

相談員：県職員

主催：神奈川県かながわ労働センター 共催：鎌倉市

お問合せ先：市民活動課勤労者福祉担当 Tel0467-47-1771

かながわ障害者雇用優良企業募集

障害者の雇用に積極的に取り組んでいる中小企業等を神奈川県が認証し、その取組内容を広く紹介することにより、社会的に評価される仕組みをつくり、中小企業等の障害者雇用の理解と促進を図ることを目的として実施する事業です。

【申請・お問い合わせ】

神奈川県商工労働局労働部雇用対策課障害者就業支援グループ

TEL 045-210-5871（直通）FAX 045-201-6952

ホームページ：<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6949/p22677.html>

SHONAN

湘南・横浜 若者サポートステーション

厚生労働省委託事業

(株) K2 インターナショナルジャパン TEL:0467-42-0203

「働くことに不安を抱える若者」身近にいませんか？

若者サポートステーションは厚生労働省委託事業で働くことに悩む若者のための相談機関です。

(株)K2 インターナショナルジャパン (<http://k2-inter.com/>) が、自治体と連携しながら運営しています。

相談の他にも、コミュニケーション講座やアル活（アルバイト活動）セミナーなど、さまざまなセミナーやイベント参加などを行っています。

また、ジョブカードの作成や、ハローワークへの同行も行っています。

経験豊富な楽しいスタッフが待っています。ぜひお気軽にお立ち寄りください。

住所：鎌倉市小袋谷 1-6-1 2F・3F（JR 大船駅東口から徒歩約 5 分）

開所時間：月～金 午前 10 時～午後 5 時（祝祭日休館）

